

つくば市立谷田部東中学校部活動運営方針

1. 部活動の目的

本校の教育目標

志をもち、心豊かにたくましく生きる生徒の育成

目指す生徒像

- 1 立志 自分の夢や可能性に意欲的に挑む生徒
- 2 共創 心豊かに誠実に行動し、共に未来を創造できる生徒
- 3 躍動 健康で活力に満ち、いきいきと活動する生徒

部活動における指導目標

- 主体的な活動を通して文化スポーツ活動を楽しむことができるようにする。
 - ・生徒により運営させる部分をつくる。
- 目標、目的達成に向けた活動を通して、社会性を身に付けさせる。
 - ・あいさつ、整理整頓、時間厳守、報告・連絡・相談を徹底する。
- 異学年交流や外部団体、地域との交流の中で協働的な活動が行えるようにする。
 - ・コミュニケーション能力の育成
 - ・ボランティア活動の推奨
 - ・地域学校協働活動の推奨

部活動のテーマ

- 1 挑戦 目標に向かい、困難にも立ち向かう
- 2 感謝 たくさんの支えがあって活動できることを大切に
- 3 絆 仲間とのつながりを大切に

2. 運営組織

【学 校 長】 【教 頭】 【部活動主任】 【中体連担当】

【部活動顧問会】 ～各部顧問～

野球	サッカー
ソフトテニス（男子）	ソフトテニス（女子）
陸上競技	水泳競技
バスケットボール（男子）	バスケットボール（女子）
バレーボール	卓球
剣道	科学
美術	文芸
吹奏楽	
部活動外種目（引率は要相談）	

3. 部活動運営基準

(1) 入部手続きについて

7年生については、4月中旬を選択期間として見学、仮入部を行う。その後1週間を入部届提出期間とし、提出をもってより正式部員として活動を認める。

※入部届は担任が回収し、部活動顧問に提出する。

8、9年生の転入生などで入部を希望する生徒は、担任に入部届を提出する。

※担任は入部届を顧問に提出し、顧問が入部を認めた場合、事務局へ報告する。

※入部届をもって、部活動費（年間額）を徴収する。※以降、退部での返金はいできない。

(2) 部活動更新確認について

毎年、加入の有無を確認するための更新手続きを行う。

(3) 退部手続きについて

部活動は3年間継続し活動することが望ましいが、健康上の理由やその他特別な理由で退部しなければならない場合には、退部届を提出する。

※退部を決めるにあたっては、本人、顧問、担任、保護者との話し合いをもち、最も望ましい方向について考えていくようにする。

※退部での返金はいできない。また、転部による入部届での新たな部活動費の徴収はしない。

(4) 出欠席の確認について

- ・欠席・早退・遅刻をする場合、本人、または保護者から直接顧問に連絡することが望ましい。部員から顧問へ経由する場合は確実に連絡が渡るよう指導する。
- ・土日の欠席についての連絡方法は、各部活動で確認し、徹底すること。
- ・各部の部長は出席の様子を毎日記録するのが望ましい。
- ・**長期休業期間中の部活動について、欠席が続いている生徒については、顧問は学級担任や管理職に情報を共有し、対策を講じる。**

(5) 練習時間について

①活動時間について

- ・平日は**2時間以内**、**休日は3時間以内**とする（準備等の時間は含まない）。
- ・毎月、当月の活動実績を部活動主任に報告すること。

②放課後に関して

- ・平日の活動時間は、**2時間以内**とする。
- ・完全下校の15分前に活動を終了し、時間内に下校する。
- ・**7年生は、仮入部期間は17：00までとする。**

③始業前に関して

- ・朝の練習は行わないこととする。

④土・日祭日に関して

- ・土曜日または日曜日どちらかを休養日とし、**実活動時間を3時間以内**とする。
- ・大会等で両日活動する場合は、休養日を直近の休日で確保すること。
※ただし、上位大会に進出する等振替が難しい場合は、平日での振替も可とする。
- ・月ごとの下校時刻内の活動を原則とする。
※ただし、対外活動についてはその限りではない。
- ・実施する場合は、休日における部活動予定表に記入し、許可を受けること。

⑤長期休業中に関して

- ・原則として日直の勤務時間内（8：10～16：40）の活動とする。
※但し、定められた下校時刻内の活動は認める。
- ・校舎内で活動する部の顧問は、戸締まりの指導をし、確認してから退勤すること。
- ・長期休業前に、活動計画書を部活動顧問会事務局に提出すること。これを長期休業中の許可願いとして扱う。部活動主任は各部の活動計画をまとめ、学校長に提出するものとする。

(6) 大会、練習試合の参加について

- ・大会は、多くても月1回程度の参加になるよう、大会を精選すること。

(7) 活動を行わない日について

- ・原則として毎週月曜日及び木曜日とする（予定変更の日を除く）。
- ・定期テストの3日前から、また実力テストの前日は「テスト休み」とする。

(8) 練習について

①練習内容に関して

- ・練習指導は、顧問（職員）及び学校長が承認した部活動指導員、外部指導者によって行われる。
※出張等で活動場所の近い顧問等に頼む場合は、部長を中心に活動できるよう内容等の連絡をし、活動終了時の報告もするよう指示しておく。
- ・練習計画は、見通しを立て1年間を通じて有意義な活動ができるように計画する。
- ・各部で積極的に奉仕活動を行う。

②服装に関して

- ・活動時の服装は、制服・学校指定の体操着、各部指定の練習着とする。

(9) 登下校について

①服装に関して

- ・放課後の活動に最後まで参加した場合、ジャージでの下校を認める。
- ・休日の練習の登下校は、制服、学校指定の体操着、部指定の練習着とする。

②自転車使用に関して

- ・自転車通学については、学校の規定に準ずる。
- ・大会、練習試合等で校外に出る時は、自転車使用を許可する。但し必ずヘルメットを着用すること。

(10) 活動場所について ※（ ）は雨天時の活動場所

野 球	グラウンド	(新館1階多目的スペース)	男子バスケ	体育館
サッカー	グラウンド	(新館2階多目的スペース)	女子バスケ	体育館
男子テニス	テニスコート	(新館2階オープンスペース)	バレー	体育館
女子テニス	テニスコート	(新館1階オープンスペース)	卓球	柔剣道場他
陸上競技	グラウンド	(新館3階オープンスペース)	剣道	柔剣道場
水泳競技	プール	(新館3階多目的スペース)	科学	理科室・技術室
美 術	美術室	文 芸 LL 室	吹 奏 楽	音楽室

(11) 部室の使用について

- ・部室は顧問と部員で管理する。鍵は顧問が責任をもって管理する。
- ・美化を心がけ、不必要な物は部室に持ち込まない。（顧問が随時点検指導する）
- ・活動中は、荷物を部室か活動場所にまとめて置き、各部で管理すること。
- ・部室内での飲食はしないこと。
- ・外及び体育館の倉庫に関しても、使用部活動が協力して責任をもって管理し、部室と同じ扱いと考えること。
※長期休業等に計画的に清掃を実施する。（使用トイレも含む）

(12) 活動の制限について

- ①WBGT 指標に基づいて、熱中症対策を講じ、活動を制限または中止にすることがある。
- ②天候の悪化等により、健康面での配慮や危機回避のために活動を制限または中止にすることがある。
- ③感染症等の流行により、活動を制限または中止にすることがある。
- ④部員のトラブル等で他に迷惑を及ぼした場合は、部活動顧問会にはかり、部全体の活動を制限することがある。

- ・ 対外活動参加については以下の規定に準ずる。

谷田部東中学校職員会（R6 年度確認事項）

- ◎運動系・文化系の部活動を問わず、問題行動の発生した場合は、次のようになる。
 - 対外活動参加前の一ヶ月間をめやすとして
 - ・ 頭髪・ピアス 等の外見上（容姿）の改善がされる場合は、配慮する。
 - ・ 反社会的問題にかかわる場合には、校内活動には参加させるが、対外試合・校外活動への部活動からの参加については検討する。
- ◎運動系部活動に関しては、公式戦に準じることとし、県中体連申し合わせ事項・大会参加規定を遵守する。
 - 基本的には、連れて行けるように部活顧問・学級担任が事前の指導を十分に行うものとする。改善が見られない場合には、最終的に学校長判断に委ねる。
 - これらのルールは、県中体連申し合わせ事項・大会参加規定などに準じています。
 - ※練習にほとんど参加していない生徒については、対外活動の参加を見合わせる。

(13) 練習試合、地方大会の参加について

- ・ 休日に練習試合や地方大会の参加にあたっては、休日の部活動予定表に記入するとともに、所定の承認願いをできるだけ早めに学校長に提出し許可を得る。
 - なお、県外の大会（練習試合・練習会も含む）に参加する際には、学校長の許可を得た上で部員や保護者の十分な理解、協力のもとに入念な実施計画を立案した上で実施する。
- ◎対外運動競技に参加する場合、国、地方公共団体、学校体育団体の主催、または、これらと関係競技団体との共同主催を基本とする。
- ◎対外運動競技の行われる地域の範囲は、県内を原則とする。
 - なお、地方ブロック大会及び全国大会への参加の回数は、各競技についてそれぞれ年1回とする。（第26集 学校体育指導方針「望ましい運動部活動の在り方」に準ずる。）

(14) バスの利用について

- ・ 総合体育大会・新人大会については、部活動主任及び教頭がバスの手配・支払いを行う。
- ・ 各種大会・練習試合については各部の予算で行う。
 - ※教師の車での送迎はしない。

(15) その他

① 常時活動のない種目について

- ・ 校内での活動がない種目（柔道、新体操、レスリング、バドミントンなど）については、年度初めに種目と大会への参加の有無を確認し、希望があれば大会に出場させることができる。

② 活動中のけがについて

- ・ 顧問は速やかに応急処置をとり、学校長、教頭、学年主任、養護教諭、担任、保護者に災害発生状況について連絡・報告・相談を行う。
- ・ 必要に応じて病院とも連絡をとり、治療までの手続きを行う。
- ・ 顧問は、災害報告書を作成し、日本スポーツ振興センターの災害給付金の請求について保護者に連絡をする。
- ・ DCAA クラブ中のけがについては原則として指導者及び保護者が対応しスポーツ安全保険を適用する。

③ 体育館の割り振りについて

- ・ 体育館の割り振りは、体育館を使用する部活動の顧問の合議のもと決定する。

④ 休日に活動する場合の昇降口、職員玄関及び職員室の管理について

- ・ 校内を使用する場合、体育館通用口からのみ出入りさせること。
- ・ 活動する部活動の顧問が責任をもって鍵を開け閉めする。
- ・ 長期休業中の活動で、16：40を過ぎて行う場合、前もって日直の職員と施錠について打ち合わせをしておくこと。

⑤ 部活動保護者会について

- ・ 7年生が正式入部した後、1か月以内に実施する。全体での保護者会は実施しない。

⑥ 年間活動計画、名簿の作成について

- ・ 部ごとの年間の活動計画および部員名簿を作成する。

- ・クラブチームでの大会参加が認められている種目については、部活動・クラブチームのどちらから参加するかを確認し、事務局まで報告すること。

⑦部活動の新設・廃部について

- ・部活動の新設する場合は10名以上の生徒が入部することを条件とし、顧問会、職員会議で協議の上決定する。
- ・廃部については、指導者または、入部希望者がいない場合に、顧問会、職員会議において、存続させるかどうかを検討する。廃部までの過程（期間、方法など）については、保護者、生徒の意向も考慮し、十分に検討した上で実施する。

⑧9年生の総体後の活動について

〈総体後〉

- ・運動部は総体終了後、進学に向けて学習に専念するため、原則常時活動は行わないこととする。平日の活動は認めない。
ただし、受験の特色選抜等に向けて必要な運動をする際は、担任と顧問の許可を得て参加できる。その場合は他の部員と同じ活動を行うこと。

⑨部活動のお別れ試合、お別れ会について

- ア 記念品贈呈をする部活動は、顧問が集金など現金の取りまとめをせず、保護者会に会計を事前に依頼する。
- イ 色紙などを作成する際には、授業中に作成しないように事前指導を行う。
- ウ 学力検査後から卒業式までの間に実施する場合は、ケガをしないよう安全面に配慮する。無理をさせない。準備運動や運動後のストレッチを行う。
ケガなどが発生した際には保護者への連絡、管理職への報告をする。
- エ 卒業式後に実施する場合でも、9年生（卒業生）は中学校の決まりを守り活動をする。
- オ グラウンドや体育館などを使用する部活は、日程を顧問同士で調整する。
- カ 会食などは実施しない。

⑩DCAA クラブについて

- 「洞峰地区文化スポーツ推進協会（DOHO Cultural&Athletics Academy (DCAA)）」
- ・谷東部活動はDCAAと協働して生徒の文化スポーツ活動を支援するものとする。
- ・DCAAクラブの実施については、DCAA役員の管理の下、各部保護者会の意向によって決定する。
- ・DCAAクラブの活動には各部顧問は原則として参加しない（兼職兼業申請をした場合は限りではない）。
- ・DCAAクラブ指導者と部活顧問は定期的に連絡会議を設け、生徒や活動内容に関する共通理解を図る。